

三川町 LINE 公式アカウント運用方針

令和4年3月1日

1 目的

本方針は、三川町が LINE 公式アカウント（以下、「本アカウント」という。）の運用に関する事項について定めるものである。

2 運用方法

本アカウントは、以下のとおり運用する。

(1) アカウントの名称と I D

- ・山形県三川町
- ・@mikawa-town

(2) 発信する情報

本アカウントでは、広報紙、ホームページ、全戸配布するチラシに掲載する情報、防災行政無線で放送する情報等を中心に、重要度が高い情報や対象が広範囲に渡る情報を発信するものとする。具体的には、以下の内容とする。

- ・災害、緊急情報
- ・イベント、催しに関する情報
- ・全町民が対象となる町政に関する情報
- ・その他広く周知したい情報

(3) 投稿上の注意事項

- ・文章は短く、簡単な表現とする。
- ・適宜、絵文字や顔文字、感嘆符（?や!等）を使用し、親しみやすい表現を使用する。
- ・詳細な情報をお知らせする必要がある場合は、町公式ホームページ上にコンテンツを設け、リンクの貼り付け等を行う。
- ・必要に応じて、写真や画像等を使用する。

3 運用体制

- (1) 本アカウントの管理者は企画調整課長とし、企画調整係が管理を行う。
- (2) 投稿する情報の作成は、情報を所管する課の担当者が課長の責任の下に行う。また、情報の末尾には所管する部署を表記する。
- (3) 本アカウントにおける情報発信は、原則として平日（年末年始及び閉庁日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの間に行う。ただし、これ以外の日時においても必要に応じて情報発信を行う場合がある。

4 各機能の利用

- (1) 利用者は本アカウントへの招待等を行うことができる。

- (2) 本アカウントにおいてチャット機能は利用しない。
- (3) 町政全般に対する意見、提言、質問等については「三川町ホームページ」の「三川町に対するご意見・ご提言」(<https://www.town.mikawa.yamagata.jp/mikawa/contact.html>) で受け付けるほか、情報の発信元の部署に問合せしていただくものとする。

5 禁止事項

以下に該当する行為があると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部または一部を削除、通報、ブロック等の対応を取ることがある。

- (1) 法令や公序良俗に反する内容のコメント等の投稿
- (2) 特定の個人や団体を誹謗・中傷する内容のコメント等の投稿
- (3) その他町が不適切と判断した行為

6 著作権

本アカウントに投稿する情報（文章や画像等）に関する著作権は、三川町または原作者に帰属する。私的使用のための複製や引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断複製や転用はできないものとする。

7 免責事項

- (1) 三川町は、本町が本アカウントに投稿した情報について、利用者がその情報を利用または信用したことで、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 三川町は、利用者により投稿されたコメント等の内容及びコメントへの対応または対応しなかったことによる結果等について、一切の責任を負わない。
- (3) 三川町は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (4) 三川町は、上記（1）から（3）のほか、三川町が運用する本アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

8 運用方針の変更について

本方針は、予告なく変更する場合がある。